

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

江別市長

## 公表日

令和6年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施に関する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ①介護給付、予防給付又は第一号事業に関する事務 ②要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定に関する事務 ③要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定に関する事務 ④介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請に関する事務 ⑤その他上記事務に関連する事務 【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル/宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,93,94,117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部介護保険課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	I-4②法令上の根拠	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二 第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,93,94,117の項 ○番号法別表第二主務省令 第1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44条	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二 第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,93,94,117の項 ○番号法別表第二主務省令 第1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44,46,47条	事後	
平成28年8月5日	I-5②所属長	介護保険課長 金内 隆浩	介護保険課長 天野 保則	事後	
平成29年6月16日	I-1②事務の概要	【特定個人情報を取り扱う事務】 ①介護給付、予防給付又は第一号介護予防 支援事業に関する事務 ②要介護認定、要介護更新認定若しくは要介 護状態区分の変更の認定に関する事務 ③要支援認定、要支援更新認定若しくは要支 援状態区分の変更の認定に関する事務 ④介護給付等対象サービスの種類の指定の 変更申請に関する事務 ⑤その他上記事務に関連する事務 【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネット ワークシステムに接続し、各情報保有機関が 保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに 副本を保存し、他行政機関からの照会に対し 必要な個人情報の提供を行う。	【特定個人情報を取り扱う事務】 ①介護給付、予防給付又は第一号事業に関 する事務 ②要介護認定、要介護更新認定若しくは要介 護状態区分の変更の認定に関する事務 ③要支援認定、要支援更新認定若しくは要支 援状態区分の変更の認定に関する事務 ④介護給付等対象サービスの種類の指定の 変更申請に関する事務 ⑤その他上記事務に関連する事務 【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネット ワークシステムに接続し、各情報保有機関が 保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに 副本を保存し、他行政機関からの照会に対し 必要な個人情報の提供を行う。	事後	
平成29年6月16日	I-5②所属長	介護保険課長 天野 保則	介護保険課長 浦田 和秀	事後	
平成30年7月6日	I-5②所属長の役職	介護保険課長 浦田 和秀	介護保険課長	事後	※様式変更
令和1年6月30日	IV-1~9様式の追加			事後	※様式変更
令和2年10月1日	II-1~2	平成27年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	※法改正
令和5年1月1日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第68の項 ○番号法別表第一主務省令 ・第50条	○行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第68の項	事後	
令和5年1月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,93,94,117の項 ○番号法別表第二主務省令 第1,2,3,4,6,19,25,30,32,33,43,44,46,47条	○番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二 第1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,93,94,117の項	事後	